

## 日米刑事控訴制度に見る「上訴」概念の差異

### The Difference between Japanese and American Concept of “Appeal” in the Criminal Appellate Procedure

博士後期課程 公法学専攻 2010年度入学

高 橋 正 太 郎

TAKAHASHI Shotaro

#### 【論文要旨】

アメリカにおける控訴制度は事後審制を採用していると、しばしば言われてきたところである。無論、「控訴制度」という観点からアメリカのシステムに着目すれば、この認識は全く以て該当するものであり、極めてシンプルな構造を有していると思われる。ただ、そこに加えて、裁判に不服がある場合の申立て手段など、訴訟当事者側の観点から見た場合はどうか。あるいは控訴制度という視点をさらに広げ、「不服申立て制度」という範囲を俯瞰した場合かどうか。この場合、アメリカのシステムは事後審だけではなく、覆審という側面もあるように思われる。従って、単純に控訴制度の枠組みのみを見て事後審制と断じ、それを以て比較対象とするよりも、むしろ日本における控訴裁判所がどのような役割を担っているかという観点から、控訴以外の不服申立て手段をも比較対象の範囲に含めるのが妥当と思われるのである。

【キーワード】 控訴, 申立て, review, 再公判, 事実審理

目次

はしがき

一 連邦控訴裁判所の構成と機能

(一) 概説

(二) 手続の概要と判決の効果

二 事実審裁判所に対する申立て

(一) 無罪判決の申立て

(二) 再公判の申立て

### 三 控訴

- (一) 控訴の手續
- (二) 控訴の制限
- (三) 控訴の review

### 四 不服申立て手段の日米単純比較

### 結論

## はしがき

アメリカにおける控訴制度は事後審制を採用していると、しばしば言われてきたところである<sup>1</sup>。しかしながら、それぞれの裁判所が担う役割、あるいは裁判所及び裁判官が下す様々な裁判に対する申立ての種類等を考慮するに、この認識は半分正解半分誤り（あるいは早計）であるようにも見受けられるのである。無論、控訴制度という理論的な観点からアメリカのシステムに着目すれば、この認識は全く以て該当するものであり、極めてシンプルな構造を有していると思われる。この点を否定しようというのではなく、そこに加えて、訴訟手続の中で行使することの可能な権利（つまり選択可能な手段）や、裁判に不服がある場合の申立て手段など、訴訟当事者にとっての実践的な観点から見た場合はどうか。あるいは理論的な観点においても、控訴制度という視点をさらに広げ、不服申立て制度<sup>2</sup>という範囲を俯瞰した場合はどうか。アメリカの刑事手続には、こと事実認定に対する不服申立て手段について、控訴制度とは別の手續が備わっている。成程、制度を外側から眺めてその一部を日本法の枠組みに収まる範囲で切り取れば、事後審制と見ることもできるが、少なくとも訴訟当事者にとって、裁判は事後審ただ一つではなく、法律審については事後審、事実審についてはその他に覆審の手段もあると見えているように推察しうるのである<sup>3</sup>。

翻って、日本の控訴制度はどうであろうか。前述のように「どのような不服申立て手段を利用することができるか」と考えてみると、控訴裁判所は、現行刑事訴訟法の施行当初から、法律審のみならず、事実審としての役割も担うことが予定されている。しかし、アメリカにおいては、事実認定における誤りを根拠に控訴することは、少なくとも最初的手段ではないと言えるであろう。事実審理はあくまで事実審裁判所の仕事であり、しかもそれに対する不服申立て手段は、「やり直し」の形を取る場合も珍しくない。従って、アメリカの控訴制度がどのような構造をとるかと考察する

---

<sup>1</sup> 以下の論述において取り扱うアメリカの手續は、主に連邦手續である。また、アメリカにおけるいわゆる“Appeal”を「控訴」と訳す場合と「上訴」と訳す場合とがあるが、比較の都合上、なるべく日本法に寄せて使い分けることとする。

<sup>2</sup> 「不服」ではない場合もあるが、比較の都合上、以下の論述において統一的な表現をする場合は、このように表記する。

<sup>3</sup> 但し、後述のように、事後審制が採用されている控訴手続においても、事実の問題を取り扱うことが不可能ではない。

場合、単純に控訴制度の枠組みのみを見て事後審制と断じ、それを以て比較対象とするよりも、むしろ日本における控訴裁判所がどのような役割を担っているかという観点から、控訴以外の不服申立て手段をも、いくつか比較対象の範囲に含めるのが妥当と思われるのである。

## 一 連邦控訴裁判所の構成と機能

### (一) 概説

連邦控訴裁判所<sup>4</sup>は、合衆国連邦裁判所システムにおける中間上訴裁判所である。そもそもは1891年に巡回控訴裁判所として創設されたものだが、1948年の裁判所法によって改称され、今日に至っている<sup>5</sup>。ここで取り扱う訴訟は、その担当する巡回区<sup>6</sup>内における連邦地方裁判所からの控訴及び、その他一定の連邦裁判所並びに行政機関からの控訴である<sup>7</sup>。手続を整備するため、1968年に連邦控訴手続規則 (Federal Rules of Appellate Procedure) が採択され、何度かの修正を経ながら利用されている。これらは、様々な控訴裁判所における統一的な手続を作るという目的を有していたが、連邦地方裁判所地方規則 (以下、「ローカル・ルール」と表記する) による補完部分については、文字通り地方によって扱いが異なる<sup>8</sup>。

名称に“Appeal”を含む裁判所はこの他にもあるが<sup>9</sup>、現在、アメリカには13の連邦控訴裁判所が存在する。連邦地方裁判所が担当する94の裁判管轄区が12の巡回区にまとめ上げられ、それぞれに連邦控訴裁判所が存在する<sup>10</sup>。内訳としては、合衆国の国土を地域ごとに11分割した「番号付き」巡回区と<sup>11</sup>、コロンビア特別区 (以下 D.C. と表記する) 巡回区である。そして、1982年に設置された13番目の巡回区は、特殊な事件を扱う連邦巡回区であり、そのための控訴裁判所が存在する。ここには地理的な区切りが特になく、その管轄はアメリカ全土にわたる。連邦巡回区は、国際通商、連邦犯罪、及び特許に関する事件を扱った地方裁判所からの控訴と、その他特定の専門的

<sup>4</sup> 既に断ったように、アメリカにおいては控訴も上告も Appeal と表記されるが、連邦刑事手続は三審制であるため、日本の控訴審に対応するものとして、便宜上このように訳す。以下、特に断りのない限り、英単語の和訳については、田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年)、森本哲也『概説アメリカ連邦刑事手続』(信山社、2005年)、浅香吉幹『現代アメリカの司法』(東京大学出版会、1999年)、押切謙徳「アメリカ合衆国連邦刑事訴訟規則概説 (その九)」判例タイムズ709号 (1989年) 40頁、三浦守「アメリカ合衆国連邦刑事訴訟規則概説 (その一〇)」判例タイムズ719号 (1990年) 28頁、同「アメリカ合衆国連邦刑事訴訟規則概説 (その一一)」判例タイムズ725号 (1990年) 38頁、同「アメリカ合衆国連邦刑事訴訟規則概説 (その一二)」判例タイムズ733号 (1990年) 33頁、同「アメリカ合衆国連邦刑事訴訟規則概説 (その一三)」判例タイムズ742号 (1991年) 35頁を参考にしてはいる。

<sup>5</sup> Charles Alan Wright & Mary Kay Kane, *Law of Federal Courts* (7<sup>th</sup> ed. 2011) at 10.

<sup>6</sup> Circuit と呼称される、連邦控訴裁判所が管轄する地域。本項にて後述する。

<sup>7</sup> Sb Jeffrey, *An Introduction to The United States Federal Court System* (2011) at 45.

<sup>8</sup> Wright & Kane, *supra* note 5 at 12-13.

<sup>9</sup> 例えば Court of Appeals for the Armed Forces など。

<sup>10</sup> U.S. Government, *The Federal Court System in the United States: An Introduction for Judges and Judicial Administrators in Other Countries* (2011) at 12.

<sup>11</sup> それぞれ 3 から10の州や地域を含む11カ所である。

問題を取り扱う<sup>12</sup>。年間を通してそれぞれの巡回区内のどこで法廷が開かれるかに関しては、法律で定められているが、交通手段の発達とともに、大多数の開廷をある1カ所で行うやり方が増加傾向にある<sup>13</sup>。

## (二) 手続の概要と判決の効果

連邦控訴裁判所は、アメリカにおいて最も権威と影響力がある裁判所の一つと見なされている。数百万の人々を抱える地域において判例法を作るため、政策的な影響力もある。裁判所の構成は、都合のつく裁判官からランダムに選ばれた3人の裁判官からなる合議体である。地方裁判所が終局判決を下す連邦事件については全て控訴が可能であり<sup>14</sup>、控訴が提起されると、控訴裁判所は、法律の誤りについて地方裁判所または行政機関の判決及び手続記録を“review<sup>15</sup>”する。事実審理は、陪審または裁判官に証拠を提出し、第一審裁判権（original jurisdiction）を有する裁判所においてのみ行われるものであるため、控訴裁判所は、事実審裁判所の記録<sup>16</sup>及び当事者の法律に関する主張のみを考慮し、原則として事実審理が行われることはない<sup>17</sup>。当事者の主張は“brief”と呼ばれる、いわゆる控訴趣意書のような形で提出されるが、その呼称に反して時に数百ページにわたる。これらの書面に追加して、裁判官の面前での口頭弁論が許可されることもある。

一定の場合には、全員法廷<sup>18</sup>が受理されることもある。これは非常に重要な事件において行われるもので、主に控訴裁判所における3人の裁判官での合議体の判断をreviewするためのものである<sup>19</sup>。全員法廷手続には、通常の訴訟事件における巡回区内での見解の不一致を避けるという利点がある<sup>20</sup>。全員法廷は、合議体の判断を維持する場合もあれば、破棄する場合もある。控訴裁判所の判決は、下級連邦裁判所のそれとは違って、拘束力のある判例を作り出すため、巡回区における他の連邦裁判所は、その時点から、同様の事件においては控訴裁判所の指導に従わなくてはならない。事実審裁判官が取り扱っている事件についてどのように考えているかは、関係ないとされる<sup>21</sup>。

適用可能な法律は、立法等によって変化することがあるため、事件当時が存在していた法律が、控訴の時点で存在している法律と同じであるとは限らない。そのため、連邦控訴裁判所は、判決を

---

<sup>12</sup> Jeffrey, *supra* note 7 at 45.

<sup>13</sup> Wright & Kane, *supra* note 5 at 11.

<sup>14</sup> U.S. Government, *supra* note 10 at 12.

<sup>15</sup> 「審査」と訳されることも多いが、本稿における正確な概念を捉えた日本語に置き換えるのは困難と判断したため、以降は原文を引用する。

<sup>16</sup> 当事者の提出した書面及びあらゆる事実審理記録と証拠物である。

<sup>17</sup> 従って、通常は原審の事実認定が採用される。追加の事実認定が必要な場合、事件を事実審裁判所または行政機関に差し戻すことになる。

<sup>18</sup> 当該巡回区に登録されている、控訴を担当することが可能な、勤務中の巡回裁判官の全員で審理を行うこと。後述のように、当事者が申し立てるタイミングは2回ある。

<sup>19</sup> U.S. Government, *supra* note 10 at 13.

<sup>20</sup> Wright & Kane, *supra* note 5 at 11-12.

<sup>21</sup> Jeffrey, *supra* note 7 at 47.

下すに当たって、控訴の時点で存在する法律を適用することができる。そうでなければ、すぐに廃れる判決を下すことになってしまい、判例として引用されることがあり得ない以上、時間と資源の無駄となるからである。「裁判所は、そうすることが明らかな不正義という結果になる、または相反する法律の指示や立法史が存在するのでない限り、その判決を下す時点で有効な法律を適用するべきである<sup>22</sup>。」但し、新たな法律の適用効果が被告人に不利な事後法を作り出すと考えられる場合には、その限りでないとされる<sup>23</sup>。

## 二 事実審裁判所に対する申立て

事実審裁判所の判断に対する不服申立ての手段としては、まず大きく分けて、直接的攻撃 (Direct Attack) と間接的攻撃 (Collateral Attack) が存在する<sup>24</sup>。日本法で言うところの控訴に類似するものは、直接的攻撃である。この直接的攻撃は、さらに申立て (Motion) と控訴 (Appeal) にわかれる。また、申立てには、「無罪判決を求める」申立て (Motion for Judgment of Acquittal) と、「再公判<sup>25</sup>を求める」申立て (Motion for New Trial) が存在する。

手続の流れとしては、まず申立てが利用可能になる。その種類は前述のように2種類あり、申立ての機会 (タイミングが重複することもあるが) 6回用意されている。無罪判決の申立てを行う機会①検察側の立証後、②全立証終了後、③評決後であり、再公判の申立てを行う機会④評決後、⑤判決後、⑥新証拠発見後である。

申立ては事実審裁判所に対して行うものであり、基本的に事実審理の review またはやり直しを要求する。従って、事実審と法律審の両方の側面を備えている日本の控訴審と、役割が重なる場面がある。アメリカはできるだけ事実審理を第一審裁判所「のみ」に負わせているが、日本は控訴裁判所「にも」負わせているので、比較対象を審級ごとで分割する方法は妥当でないと思われる。従って、ここでアメリカの控訴制度のみを取り上げるわけにはいかないのである。

### (一) 無罪判決の申立て

前述のように、この申立てを行うタイミングは①検察側の立証後、②全立証終了後、③評決後の3回が用意されている。申し立てる機会が複数用意されているが、その内容は「裁判所に無罪判決を下して欲しい」という要求であり、申立ての根拠は、有罪を維持するには証拠が不十分であると

---

<sup>22</sup> Bradley v. Richmond Sch. Bd., 416 U.S. 696, at 711-712 (1974).

<sup>23</sup> Jeffrey, *supra* note 7 at 47.

<sup>24</sup> このように訳されるのは、裁判それ自体に対して不服があることを表明するのが「直接的」であり、例えば身柄の拘束に不服を表明する人身保護令状 (Habeas Corpus) のように、結果的に裁判にも影響することを「間接的」としているものと推察される。

<sup>25</sup> 本文で表記したように、原文は“New Trial”である。「再審理」と訳されることもあるが、「審理」は事実審裁判所だけではなく控訴裁判所の手続においても使用される表現であること、“Trial”は主に「事実審理」と訳しているが、これは第一審の役割を強調するために用いていること等を考慮し、やや日本法に寄せて「再公判」と訳するのが、最もわかりやすい表現であろうと考えるに至った次第である。

いうことである。

陪審の評議に付される前、被告人は、検察側の立証後または全立証終了後の段階において、事実審裁判所に対して、無罪判決を下すように申立てを行うことができる。検察側の証拠が全て出揃った段階でこの申立てを行い、それを裁判所が取り上げなかったとしても、その後の証拠調べ請求が制限されるようなことはない<sup>26</sup>。また、裁判所としても、これらの申立てについて直ちに判断する必要はなく、判断を留保することが可能である。但し、その場合、判断の基準時は申立ての時点となり、その時点で提出されていた証拠に基づいて判断することになる<sup>27</sup>。

被告人が①の段階で申立てを行うということは、一見不利に思われるかも知れないが、許可されなかったからといってその後の証拠提出に支障があるわけでもなく、例えば判断が留保されたとしても、それ以上の証拠が考慮されないのだから、続いて提出した証拠及びそれに対する検察側の反証が、申立てを取り上げない理由として利用されることを避けることができる。検察側の証拠だけを見て、有罪には至らないであろうと考えられる場合には、この時点で申し立てることが被告人の利益に働く場合もあるとされているのである。ちなみに、判断が留保された場合にその基礎となる証拠の範囲が制限されることについては、事実審裁判所だけではなく、後に控訴された場合の控訴裁判所にもルールが適用されるというのが、通説の見解とされている<sup>28</sup>。

陪審によって下された有罪の評決に不服がある場合、事実審裁判所に対して、無罪を下すことを要求する評決後の申立てが認められる。また、これは陪審の解任が行われた場合においても申し立てることができる。申立期間は14日以内である<sup>29</sup>。通説としては、たとえそれ以前に申立てをする機会を知らずに行っておらず、この段階に至って初めて申し立てる場合であっても、特に問題なく認められる<sup>30</sup>。①または②の申立てが、③の段階で申立てを行うための必須条件とはならないのである<sup>31</sup>。証拠の review において適用される基準は、他の2つに適用されているそれと変わらない。しかしながら、これまでの申立てと違い、この段階においては既に陪審の評決が行われている。従って、被告弁護士は、実務上、その基準を裁判官が適用する際に陪審の評決が何らかの影響を及ぼすことを経験しているようである。それゆえ、実際にはこの段階まで異議を唱えないということは滅多にないと言われている<sup>32</sup>。

これらの申立てに関する判断基準は、有罪を維持する証拠の十分性である<sup>33</sup>。被告人が無罪判決を求めて申立てを行う場合、裁判所は、信用性を判断し、証拠の重要性を判断し、正当と認められ

---

<sup>26</sup> Fed. R. Crim. P. 29 (a).

<sup>27</sup> *Id.* 29 (b).

<sup>28</sup> Stephen A. Saltzburg & Daniel J. Capra *American Criminal Procedure: Adjudicative* (9th ed. 2010) at 1582.

<sup>29</sup> Fed. R. Crim. P. 29 (c)(1).

<sup>30</sup> 後述の“raise-or-waive”の考え方はここには適用されず、タイミングは自由に選ぶことができると考えられる。

<sup>31</sup> Fed. R. Crim. P. 29 (c)(3).

<sup>32</sup> Wayne R. LaFave, Jerold H. Israel et al., *Criminal Procedure* (5th ed. 2009) at 1197–1198.

<sup>33</sup> *See*, Wayne R. LaFave, Jerold H. Israel et al., *Criminal Procedure* (5th ed. 2009) at 1168.

る事実の推認を行う陪審の権利に留意しつつ、検察側に最も有利になるように証拠を解釈し、合理的な陪審員であれば、証拠に基づいて、合理的疑いを超えて被告人の有罪を肯定するかどうかを判断しなければならない<sup>34</sup>。つまり、合理的な陪審員であれば被告人の有罪を立証するに足りる証拠がないと判断するであろうと裁判官が認めた場合、申立ては認められなければならない。合理的な疑いが存在するまたは存在しないという2つの結論がどちらも可能な場合には、陪審の判断に従わなくてはならない<sup>35</sup>。いずれかの申立てが認められた場合には、裁判所は無罪判決を下すことになる。たとえ陪審の評決が有罪であっても、裁判所はそれを無視して判断することになる<sup>36</sup>。

裁判所が陪審の有罪評決を覆して無罪判決を下す場合には、裁判所は、当該無罪判決が後に無効となる可能性を考慮して、その際に再公判の申立てが許可されるか否か、条件を付けなければならない。許可される、または不許可である理由も、同時に述べる<sup>37</sup>。これは、無罪判決に対して被告人が控訴できないということがその理由であると考えられる。検察官による控訴が許可され、控訴裁判所が原判決を破棄した場合、被告人は争う場所を失うことになる。そのため、再公判の余地が残るかどうかは、この時点で判断される必要がある。但し、再公判の許可にかかわらず、それ以外の手段を控訴裁判所が指定することは可能である<sup>38</sup>。

#### (二) 再公判の申立て

事実審裁判所は、被告人の申立てによって、正義のため必要と認めるとき、あらゆる判決を無効とし、再公判を許可することができる<sup>39</sup>。これは事実審理が陪審によるものでない場合にも、申し立てることが可能である。

有罪の評決または有罪判決に対して申立てが可能であるため<sup>40</sup>、「新たに発見された証拠以外」の理由について、申立ての機会④評決後、⑤判決後に分割されうる<sup>41</sup>。申立期間は評決または判決後14日以内である<sup>42</sup>。この申立ては、例えば、不適當な証拠の許容や起訴内容と立証の不一致など、幅広い種類の事実審理における誤り (trial error) と疑わしきものを理由とすることがしばしばである。申立理由において手続上の誤りが指摘される場合、いわゆる“Harmless error”基準が採用され得る。通例、これらの理由は被告人が事実審理において適切に異議を述べておかなければ、考慮されない<sup>43</sup>。

---

<sup>34</sup> See, *United States v. Mariani*, 725 F.2d 862 (2d Cir. 1984).

<sup>35</sup> Saltzburg & Capra *supra* note 28 at 1581-1582.

<sup>36</sup> Fed. R. Crim. P. 29 (c)(2).

<sup>37</sup> *Id.* 29(d)(1).

<sup>38</sup> *Id.* 29(d)(3).

<sup>39</sup> *Id.* 33(a).

<sup>40</sup> *Id.* 33(b)(2).

<sup>41</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1198.

<sup>42</sup> Fed. R. Crim. P. 33(b)(2). 以前は7日だったが、2011年現在、14日に延長されている。

<sup>43</sup> 後述の“raise-or-waive”ルールが適用される。

再公判の申立ては、前述のように2つの形式を有する。多くの場合、再公判の申立ては“against the weight of the evidence”として評決に異議を唱えるものである。控訴において原判決破棄を導くような事実審理における誤りに基づく有罪判決に対して、異議を申し立てることによっても可能である。タイミングがわずかに異なるが、内容的にはほとんど同じものと考えられる。この異議申立ては「証拠の十分性」に対するそれとは完全に区別される。従って、合理的な陪審員が当該評決のような結論に達するかどうかについて検討するものではない。そうではなく、事実審裁判所が「13番目の陪審員」になることが要求される<sup>44</sup>。この場合、裁判官は、検察側に最も有利になるように証拠を解釈する必要はなく、信用性の判断も陪審に任せるのではなく自ら行う<sup>45</sup>。単純に、もし事実審裁判所が事実認定者ならば異なる結論に達したかどうかということを基準とするでもない。裁判所は常に陪審の判断を覆すのに慎重であるべきだが、同時に、この状況における事実審裁判所は、独自の証拠評価を行うことができると認められている<sup>46</sup>。つまり、証拠は十分そろっているが、評決を維持することが誤審と認められるほど、その証拠の解釈が評決とは反対側に傾く場合、申立てが認められるのである<sup>47</sup>。

被告人が控訴によって申し立てることを意図している全ての異議を理由として提出することが要求される場合もある。これは、事実審裁判所が自らの誤りを控訴の前に訂正する機会を与えることで、余計な手間と費用を省くためである<sup>48</sup>。一度ミスを犯した事実審裁判官がその誤りをはたして認めるかどうか、という問題もあるかも知れないが、今日では、その件数が非常に多いことからもうかがい知れるように、被告人が控訴という手段に訴える可能性は無視できない。従って、事実審裁判官としても、再公判の認容を検討するべきであることには、疑いの余地がないと考えられているのである。再公判が認められた場合には、評決が無効となり、当該争点は別の陪審の評議に付されることとなる<sup>49</sup>。

さらに、およそ時間的にそれより後の⑥新証拠発見後にも、再公判の申立てが許されている<sup>50</sup>。こちらの申立期間は3年以内とされているが<sup>51</sup>、ローカル・ルールによっては違いが出るようである<sup>52</sup>。例えばそれは10日だったり、15日だったり、あるいは制限を設けない場合もあるとされる<sup>53</sup>。

訴訟経済の観点から、新たに発見された証拠の提出には厳格な制限がある。新たに発見された証拠の主張は、少なくとも一般に再公判の申立てに許された短期間の後に提起されたものは、非常な

---

<sup>44</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1198.

<sup>45</sup> Saltzburg & Capra *supra* note 28 at 1587.

<sup>46</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1198.

<sup>47</sup> See, *United States v. Martinez*, 763 F.2d 1297 (11th Cir. 1985).

<sup>48</sup> Yale Kamisar, Wayne R. LaFave et al., *Modern Criminal Procedure* (12<sup>th</sup> ed. 2008) at 1531.

<sup>49</sup> Saltzburg & Capra *supra* note 28 at 1587.

<sup>50</sup> Fed. R. Crim. P. 33(b)(1).

<sup>51</sup> *Id.* 33 (b)(1).

<sup>52</sup> Saltzburg & Capra *supra* note 28 at 1592.

<sup>53</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1198.



警戒を以て見られる傾向にある。裁判所はそもそも、弁護人による適切な援助を受け、公正に有罪となった被告人が、突発的に獲得した新たな情報という理由で、今一度機会を与えられるべきであるという主張に懐疑的である。彼らはまた、時間の経過が、必然的に、検察が事案をもう一度立証することの難易度を増しながら、判決の終局性を成熟させることを認めている。従って、新たに発見された証拠に基づく再公判の申立てに関しては、かなり厳格な基準が発展してきた<sup>54</sup>。

裁判所が彼に新証拠に基づく再公判を認める前に、被告人は以下の4つのことを立証しなくてはならない。すなわち、(1)当該証拠が公判時には知られていなかったか適用不可能だったこと、(2)当該証拠は適正手続におけるより早い段階では発見不可能だったこと、(3)当該証拠は重要なものであり、重複証拠や弾劾証拠でないこと、(4)当該証拠はおそらく再公判により無罪の結論を導くこと、である<sup>55</sup>。無論、(2)についてはその理由が適切な注意義務を欠いたことであってはならない<sup>56</sup>。また、「新たに発見された」ということと、「新たに適用可能である」ということの間には、違いがある。証拠は、単に有罪判決の後に発生したから「新しい」のではない。例えば、精神医学的な問題について、被告弁護人が新たな学説を新証拠として提出した事案があるが、これは単なる新見解であって、新たに発見された証拠と呼ぶに足るものではないとされた<sup>57</sup>。

### 三 控訴

申立てと違って、控訴裁判所に対して行われるのがいわゆる控訴である。証拠の欠如、弁護人の援助が効果的でないこと、違法収集証拠に関する事実審裁判所の態度、不適当な検察側の弁論、陪審への不適切な説示等、様々な根拠に基づき、第一審裁判所の裁判を review することを、控訴裁判所に求めるものである<sup>58</sup>。日本の控訴制度と多くの部分で重なるのはこちらである。法律審を主眼としているが、事実認定の review を行うこともある。しかし、後者の弱点には自覚があるように、書面だけで判断することができるかどうかという疑問が常に呈されている。

#### (一) 控訴の手続

有罪となった被告人は、有罪判決を争うべく控訴することができる<sup>59</sup>。但し、控訴する権利は憲法によって保障される被告人の権利（あるいはいわゆる“due process”）とは認められないとされる<sup>60</sup>。場合によっては検察官も控訴を行うことが可能である<sup>61</sup>。統一的な連邦手続として、連邦控

---

<sup>54</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1198-1199.

<sup>55</sup> Saltzburg & Capra *supra* note 28 at 1588-1589. See, United States v. Lenz, 577 F.3d 377 (1st Cir.2009).

<sup>56</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1198-1199.

<sup>57</sup> See, Harris v. Vasquez, 913 F.2d 606 (9th Cir.1990).

<sup>58</sup> Craig M. Bradley, *Criminal Procedure A Worldwide Study* (2<sup>nd</sup> ed. 2007) at 547.

<sup>59</sup> Fed. R. Crim. P. 32(j); 28 U.S.C. §1291.

<sup>60</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1294.

<sup>61</sup> 詳細は後述するが、最も代表的なのは量刑に対する不服である。

訴手続規則が規定されているが、そもそもこの規則の中に、巡回区ごとにローカル・ルールを設ける余地が残されている<sup>62</sup>。

控訴をしようとする者は、控訴申立書 (Notice of Appeal) を地方裁判所に提出する事から始めなくてはならない<sup>63</sup>。原則として、控訴は地方裁判所書記官がこの申立書を控訴裁判所に提出することによってのみ受理され得る<sup>64</sup>。ただ、この場合に控訴人が誤って控訴裁判所に提出してしまっても、控訴の申立ての有効性に問題はなく、その場合には控訴裁判所の書記官がその提出日を記入し、書類を地方裁判所に送付する<sup>65</sup>。被告人に適用される申立期間は、控訴の対象となる判決が正式に記録化 (Entry of Judgment) された日または検察側の控訴申立書が提出された日から14日以内とされる<sup>66</sup>。そして、検察側に適用される申立期間は、正式記録化の日または被告人の控訴申立書が提出された日から30日以内である<sup>67</sup>。

提出しなければならない書類は控訴申立書のみではもちろんなく、控訴人 (Appellant) はその後控訴趣意書 (Appellate Brief) も提出する<sup>68</sup>。控訴の申立てが適切な形式によるものであること、控訴の対象、控訴裁判所において review されるべき争点、争点に関連する事実、主張の概要、控訴人が根拠とする法源、控訴人が要求する救済の内容、関連する法律の複写等を詳細に記入することが求められる<sup>69</sup>。また、これらに関連する書類の添付も要求され、その提出期間や、書式も定められている<sup>70</sup>。控訴趣意書は、被控訴人 (Appellee) も提出しなければならないが、控訴人とは逆に、原判決を維持すべき根拠を主張する<sup>71</sup>。さらに、控訴人は被控訴人の主張に対する反論書面 (Reply Brief) を提出することもできる<sup>72</sup>。

法廷における手続としては、口頭弁論が実施され得る。それぞれの当事者は、口頭弁論が許可されるべき、または許可される必要がない理由を説明する<sup>73</sup>。口頭弁論は、それが不要であるという条件が満たされない限り、実施されるものである<sup>74</sup>。控訴裁判所の裁判は、原則として3人の裁判官の合議体によって行われる。但し、前述のように、全員法廷 (En Banc) で審理される場合がある<sup>75</sup>。裁判所がその命令を下すこともできるし、当事者から申し立てることも可能である。控訴裁

---

<sup>62</sup> Fed. R. App. P. 47(a).

<sup>63</sup> *Id.* 3(a).

<sup>64</sup> *Id.* 3(a).

<sup>65</sup> *Id.* 4(d).

<sup>66</sup> *Id.* 4(b)(1)(A).

<sup>67</sup> *Id.* 4(b)(1)(B).

<sup>68</sup> *Id.* 28(a).

<sup>69</sup> *Id.* 28.

<sup>70</sup> *Id.* 30-32.

<sup>71</sup> *Id.* 28(b). この場合も“brief”と表記されるため、「控訴趣意書」と訳出した。

<sup>72</sup> *Id.* 28(c).

<sup>73</sup> *Id.* 34(a)(1).

<sup>74</sup> *Id.* 34(a)(2).

<sup>75</sup> *Id.* 35.

判所における審理の最初から全員法廷の場合と、控訴裁判所の裁判を review するために全員法廷を開く場合がある<sup>76</sup>。なお、当事者間の合意があることを書面で提出することにより、控訴は任意で取り下げることができる<sup>77</sup>。

## (二) 控訴の制限

以上のように、控訴の手続はさほど複雑ではない。しかしながら、およそ第一審の手続を相当に重視している連邦手続は、控訴の範囲についていくつかの制限を有する。これらの制限に該当しない控訴のみ、提起されることが可能となる。

第一に、被告人の控訴を定める法律の規定は、一様に、計画性のない控訴は不相当であるという見解を反映している。それゆえ、控訴は通例終局判決に由来するもののみが認められるべきである。連邦の規定で典型的なものには、「控訴裁判所は、全ての地方裁判所の終局判決に起因する控訴につき裁判権を有する」と定められている<sup>78</sup>。通説は、控訴可能な終局判決は有罪判決のみに由来するのではなく、その有罪判決を原因とする刑の言い渡しまで要求する、というものである。これは、「本案判決に基づき訴訟を終わらせ、裁判所のやる事が判決の執行以外残らない場合」のみ判決が終局であるとする見解と一致する<sup>79</sup>。

終局判決ルールは、終局判決まで控訴を延期することが当事者の利益を最もよく保護する、という判断を反映している。但し、事実審理以前における判断が潜在的に誤っており、そのまま第一審として事実審理を実施し、最終的にはその潜在的な誤りが、事実審理をやり直す原因として顕在化するような場合は、終局判決を待つことが適切とは言えない。事実審理のやり直しは、被告人及び訴訟関係人に追加の出費と精神的負担をもたらす。また、そのような遅滞によって、記憶の薄れや証人の効果的な弾劾ができないという結果が生じ得るため、適切な手続がとられていた場合とは相当地異なる終局判決も下され得るためである<sup>80</sup>。そのため、終局判決を留保する中間上訴を全て禁止することは、不可能である。例えば、即時の review が確保されていなければ、当事者の重要な権利が取り返しのつかないほど侵害される事案がある。また、ある争点が事案から簡単に切り離せるため、その争点の review を延期する利益がないという事案もある。その場合は、終局判決まで事実審裁判所がその解決を留保する利益はないのである<sup>81</sup>。

しかしながら、終局判決を待つことは、たとえそれが時折特定の当事者に不必要な審理を要求するとしても、全体として当事者の利益に働くと考えられている。というのは、大多数の事実審裁判所の判断は正確であり、正確ではなかったとしても、最終的には終局判決に影響するようなもので

---

<sup>76</sup> *Id.* 35, 40.

<sup>77</sup> *Id.* 42.

<sup>78</sup> 28 U.S.C. §1291.

<sup>79</sup> *See, Cunningham v. Hamilton County*, 527 U.S. 198 (1999).

<sup>80</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1296.

<sup>81</sup> Wright & Kane, *supra* note 5 at 742.

はないからである。最も明白な利点は、いわゆる訴訟経済に資するということである。終局判決ルールは、事実審及び控訴裁判所双方のために、いわば時間の節約をする。終局判決まで控訴を遅らせるということは、事実審裁判所に手続の経過を考慮しながら判断を再評価する余裕を与える。控訴裁判所の視点からは、事実審理の結果に基づいて誤りを review するための情報量が単純に増加する。重要なことは、終局判決ルールにより、手続の進展とともに不要となるような中間上訴を避けることができる、ということである<sup>82</sup>。

第二に、特に法律による権限がなければ、検察は刑事事件における不利な判決への上訴権を有しない<sup>83</sup>。この方針は連邦最高裁判所によって述べられたものである。1907年、特殊な状況下における検察側の控訴を許可する法律を国会が認めた後、連邦最高裁は、規定の文言通り、そのような控訴を厳格に制限した。検察側は、より広範な上訴権の獲得を試みているが、そもそも検察が控訴すること自体が非常に例外的であるため、認められてはいない。連邦政府の訴追権限は強大であり、その誤使用は最も恐るべき事であるから、如何なる場合に控訴が可能であるかは明文を以て規定されなくてはならないと考えられているためである<sup>84</sup>。

この哲学は、州判決、連邦判決を問わず発揮される。場合によっては、検察官による控訴が可能な場合を規定する法律は、終局判決ルールや二重の危険 (Double Jeopardy) によって課される制限よりもさらに、検察側の上訴権を制限している<sup>85</sup>。

第三に、当然のことだが、争う意味がなければ控訴は認められない。その意味で典型的なのは、例えば被告人が死亡したような場合である。裁量的または間接的な review の余地を残したまま被告人が死亡した場合、裁判所は典型的には、単純に原判決を有効なものとする。しかしながら、被告人が直接的な review を残して死亡した場合、大多数の裁判所は有罪判決を破棄し、正式起訴または略式起訴を棄却する。もはや刑罰を科すことができないにもかかわらず、被告人の法律上の権利が結果的に奪われることとなる、被告人が財産的不利益 (罰金) を被る、有罪判決が民事訴訟に利用されてしまう、などの結果が生じてしまうため、それを阻止するために行われるとされる。但し、被害者の権利との関係において、被害弁償命令が下される場合もある<sup>86</sup>。

あるいは伝統的に、ひとたび事実審裁判所によって言い渡された刑罰が執行されてしまった場合、控訴は争訟性がないと見なされてきた。つまり、被告人がその罰金を支払ったり、自由刑やプロベーションの満期を迎えた場合である。但し、これに関しても、有罪判決それ自体の効果として、被告人が副次的な法的無能力状態にさらされるならば、争訟性は失われないとされる<sup>87</sup>。

---

<sup>82</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1296.

<sup>83</sup> *E.g.*, 18 U.S.C. §3731, 3742.

<sup>84</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1303–1304.

<sup>85</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1304.

<sup>86</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1309–1310.

<sup>87</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1310. 例えば前科の有無が問題となるような資格制限であるとか、後の訴訟において不利となるのであれば、争う余地があるように思われる。

第四に、控訴は、被告人が明らかに上訴権を放棄したという理由で禁止される。よくある例としては、被告人の上訴権放棄を含む答弁取引が挙げられる。被告人は、答弁取引の一部として、刑罰のみに対する上訴権の放棄、有利な刑罰と引き替えに事実審理後の有罪判決に対する上訴権を放棄すること、または有罪判決と量刑どちらに対する上訴権も諦めることに、同意することができる。これらの放棄の有効性が争われることもあるが、多くの裁判所はそれが任意かつ結論を理解した上でという限りにおいて、放棄を認めた。他の重要な被告人の憲法的権利が答弁取引によって放棄され得るのだから、憲法ではなく法律によって保障されている権利は言うまでもないという理屈である。但し、死刑を伴う事件においてはそういった放棄を許可しない場合もある。または、許すとしても、被告人の上訴権放棄が説明され、かつ任意であると確信するためにさらに厳しい要件を課す。さらに、上訴権の放棄は、事実審裁判所が被告人の量刑について、例えば「人種」のような憲法上許されない要素に依拠している、あるいは答弁取引に反して量刑が行われたという主張を妨げることはできない。また、被告人の上訴権放棄が知らない間に行われたり、弁護人の効果的な援助なしに行われたという主張も、考慮され得る<sup>88</sup>。

控訴裁判所は、控訴の係属中に被告人が逃亡している場合、その控訴を棄却することができる。控訴にこぎ着けた如何なる判決も、不在の控訴人に対しては執行不可能だからである。また、このような棄却による威嚇は、逃亡を助け、任意の出頭を促進する。逃亡に関しては、控訴の提起前の場合、棄却というペナルティを利用することはできない。これは、控訴の提起前であるから、あくまで第一審裁判所の領分であって、控訴裁判所の出る幕ではないとされる<sup>89</sup>。

そして、おそらく最もよく適用される控訴制限の基準は、“raise-or-waive”ルールであろう。事実審裁判所において提出されなかった争点は、控訴裁判所においても考慮されないという原則である。ここには、当事者の怠慢は許さないという当事者主義の要求がある。但し、以下のようにいくつかの例外がある<sup>90</sup>。

このルールの基礎的な前提としては、被告人が事実審裁判所の面前でその手続規則に則って異議を申し立てる十分な機会を有していなくてはならない。従って、そのような機会が与えられなかった場合、被告人が異議を申し立てなかったことは不問に付される傾向がある。典型的には、特定の手続的要件に則って争点を提出するための合理的な時間が与えられていなかった場合である。そのように、被告人が争点を提出し損ねたことについて、やむを得ないと考慮される場合には、事実審理において提出されていなかった争点を控訴によって争うことも可能とされる<sup>91</sup>。

また、ある誤りが事実審段階において適切に指摘されなかったとしても、“plain error”に基づく救済を認める控訴裁判所の権限が認められている<sup>92</sup>。控訴裁判所は、事実審裁判所における手続

---

<sup>88</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1312–1313.

<sup>89</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1313–1314.

<sup>90</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1314.

<sup>91</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1314–1315.

に関する plain error を発見した場合、raise-or-waive ルールを無視して取り上げることができる。これは、裁判所が自らのミスによって司法に対する信頼を損なうことを防ぐためと思われる。明らかに取り上げるべき誤りまで放置するのであれば、それは当事者ではなく司法の失策と見なされるからであろう。それゆえ、控訴裁判所は、その誤りが明白であり、重大な権利に影響し、それを放置することが司法の廉潔性にまで深刻な影響を及ぼすと考えられるのであれば、取り扱わないわけにはいかないのである<sup>93</sup>。

### ㊦ 控訴の review

前述のような控訴の制限をクリアして、控訴裁判所において review が適用可能であると想定される場合、それに適用される基準は、対象となる事実審裁判所の判決によって異なる。その違いは連邦最高裁が簡潔に説明している。つまり、「review の基準という目的のために、裁判官による判決は伝統的に3つのカテゴリーへと分類される。法律問題（新たに review 可能）、事実問題（明白な誤りに関して review 可能）、そして裁量の問題（裁量の濫用に関して review 可能）と呼ばれる<sup>94</sup>。」というものである<sup>95</sup>。review 基準は、法律によって決められる場合がある。法律によって特定されないときは裁判所が適用する基準を選ぶが、通例、効率と正確さを考慮して基準が決定される<sup>96</sup>。但し、これらの基準による review が行われた結果、第一審の誤りがその判決に影響するほどのものではなかった場合、原判決は維持される<sup>97</sup>。

法律に関する争点については、事実審裁判官の判断にとらわれることなく、控訴裁判所において改めて検討される。事実審理とは違い、その正確性についてどちらが有利ということもなく、むしろ誤りの危険を減らし得る合議体としての判断が可能なためである。従って、事実審裁判所による法律に関する判決は、控訴裁判所において最初から review され、事実審裁判官の結論が重視されることはない。憲法解釈、弁護士・依頼人間の秘匿特権等に関する問題も含まれる<sup>98</sup>。

事実審裁判官による事実認定は、「明らかな誤り」(Clearly erroneous) と認められれば、控訴による救済の理由となり得る<sup>99</sup>。しかしながら、この言葉の意味自体が明白ではなく、統一的な定義は見受けられない。それにもかかわらず、裁判所がミスを放置したまま有罪判決を下した場合、明らかに誤りであるとの説明が試みられたこともある。一般に、差別的な意図の存在または不存在、被告人の適格、答弁取引違反、放棄の告知と任意性、そして証拠排除の申立て等を判断する基礎と

---

<sup>92</sup> Fed. R. Crim. P. 52(b).

<sup>93</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1315-1316, Saltzburg & Capra *supra* note 28 at 1602.

<sup>94</sup> See, *Pierce v. Underwood*, 487 U.S. 552 (1988).

<sup>95</sup> LaFave, *supra* note 48 at 1531.

<sup>96</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1318.

<sup>97</sup> Fed. R. Crim. P. 52(a).

<sup>98</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1319-1320.

<sup>99</sup> あくまで、裁判官が認定することを許されたことに対する誤りの指摘であって、陪審のそれと混同されるものではない。この点で、おそらく日本の事実誤認とは review の対象が異なると思われる。

なる事実を検討する判決のために使用される<sup>100</sup>。また、有罪判決の証拠の十分性が争われる場合もあるが、その場合には前述の無罪判決を求める申立てと同様の基準が用いられる<sup>101</sup>。

控訴裁判所が、事実審裁判所は裁量を濫用したと判断する場合のみ、誤りと見なされることがある。裁量の濫用は、時に「合理的な人間ならば決して」たどり着かない判断であるとか、控訴裁判所に対して「地方裁判所が明らかな誤審に加担した明白かつ決定的な有罪判決」を渡すものであるといったように、半ば揶揄を含んで定義されることがある。証拠採用の許否決定、忌避申立判断、弁護人の代理、延期、分離、証拠開示、陪審説示、答弁取引の特定の機能及び、審理無効または再公判の判断等によく適用される<sup>102</sup>。

裁量の濫用という基準によって review された判決は、いくつか共通の性格を有している。それらはしばしば、事実審裁判所における当事者及び証拠に対する直接的な観察、つまり記録にしか触れられない控訴審裁判官によっては再現不可能な観察に依拠するのである。そのため、裁量の濫用によって review される場合、控訴審裁判官よりも事実審裁判官の方がより深く理解している争点を扱うことがある<sup>103</sup>。

被告人及び検察官は、いわゆる量刑不当で控訴することが可能とされている。刑罰が違法に科された場合、量刑ガイドラインが誤って適用された場合、量刑ガイドラインが画定した範囲の最大限を超えるまたは最小限に満たない刑罰が科された場合、量刑ガイドラインを根拠としていない場合、答弁取引の内容と不当に異なる場合などである。控訴裁判所は、記録によって review を行う<sup>104</sup>。

#### 四 不服申立て手段の日米単純比較

アメリカの手続において最も特徴的なのは、事実問題に関する review 基準と、それをいわば補完する「申立て」の制度であろう。法律問題の判断に関しては、さほど比較する余地がないと思われる。従って、日本の控訴制度とどのように異なるかということを考察する場合、日本法の側から範囲を画定するのであれば、それは「第一審の事実認定に対する不服申立て」という観点になるであろう。

まず、互いに控訴という範囲内で直接比較が可能なこととしては、事実問題に関する review 基準である。「明らかな誤り」という表現は日本における事実誤認<sup>105</sup>と類似する響きを持つが、有罪を維持する証拠の十分性については、日本の場合は新証拠の提出を許す余地が残される一方<sup>106</sup>、

---

<sup>100</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1319.

<sup>101</sup> *E.g.*, United States v. Aina-Marshall, 336 F.3d 167 (2d Cir.2003).

<sup>102</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1319.

<sup>103</sup> LaFave, *supra* note 32 at 1319.

<sup>104</sup> 18 U.S.C. §3742.

<sup>105</sup> 刑事訴訟法382条。

<sup>106</sup> 刑事訴訟法382条の2、393条等。

アメリカの場合は控訴裁判所において新たな証拠を提出することはできない。それどころか、申立てのタイミングによっては、事実審裁判所に提出された全証拠よりも制限されることすらある。検討が可能な証拠の範囲が、決定的な違いと考えられる。

では、日本の控訴裁判所において提出が可能な「新証拠」の取り扱いはどうなっているのかというと、アメリカの場合、これは控訴裁判所ではなくて事実審裁判所が取り扱うことになっている。しかも、手続としては再公判の申立てであり、日本の制度で類似するものを挙げるとすれば、おそらく再審であろう<sup>107</sup>。現行の制度ではないが、最初からやり直すという点では旧刑事訴訟法の覆審制とも近い<sup>108</sup>。

アメリカの手続における無罪判決の申立ては、評決後というタイミングの場合、陪審の評決を裁判官が review するようなものなので、ここでは日本の第一審裁判所が下した判決を控訴裁判所が review するという構図と比較できる。但し、review の基準は証拠の十分性である。そのため、ここでもやはり検討が可能な証拠の範囲に違いが表れる。

以上のように、第一審の下した判断に対してどのように不服申立てを行うかという点は、制度上、比較が非常に困難である。しかしながら、単純に日本側の「控訴」という枠組みからアメリカの制度を捉えた場合、日本の控訴裁判所が請け負っている事実審としての役割は、アメリカの控訴裁判所においては「明らかな誤りを含む事実問題」に対して主に発揮される。そして、それ以外（有罪を維持する証拠の review<sup>109</sup>、新証拠の追加）は事実審裁判所が請け負うことになっている。そのやり方についても、review の場合は証拠が制限され、新証拠を追加するならば初めからやり直しである。

## 結論

以上、アメリカの不服申立て及び控訴制度を概観し、日本法との違いを分析したが、一言で表現すれば、アメリカは相当に「徹底的」である。およそアメリカの制度には、事実問題を控訴によって争うという発想が希薄と考察される。但し、控訴という手段ではないが、争うとなれば手間を惜しまないのである。また、訴訟手続をどのように利用するかという点を、ほとんど完全に当事者に一任しており、その代わり、種々の手段を備えている。あるいは「そのために」と言うことも可能であろう。当事者主義を推し進めれば、法廷に立つ個人<sup>110</sup>の責任は増大し、多様な選択肢が与え

<sup>107</sup> 申立期間という点でかなりの差はあるが、制度としては似通っている。

<sup>108</sup> 但し、この場合も審理が行われる裁判所はやはり異なる。

<sup>109</sup> この点は控訴によっても争い得るが、申立ての機会が多いことや、「控訴という手間を省く」という訴訟経済の観念等を考慮すれば、これは事実審裁判所の領分と言っても過言ではないと思われる。また、日本において有罪を維持する証拠の十分性を控訴によって争う場合、それは新証拠を追加する場合とほとんど区別がつかないと推察される。従って、ここでは事実審裁判所の領分とする次第である。

<sup>110</sup> 検察は組織だが、結局は法廷に立つ者がその場の判断で訴訟を組み立てることになると思われる。無論、事前の戦略はあるが、その点は弁護士も同様である。



られることになるものと考えられる。従って、訴訟手続がどのように展開していくかは、当該個人の選択、すなわちその選択肢を見極める力量如何にかかってくるのが自明の理と言っても、過言ではない。

このような性質を持つアメリカの手続と比較してみるに、日本における控訴制度の運用は似ているようで全く異なるものである。アメリカにおいては事実審裁判所が請け負っている領分を、日本では控訴裁判所がかなり引き受けており、しかしながら review の基準はむしろアメリカの控訴裁判所と近い<sup>111</sup>。従って、例えば裁判員制度が導入されたことに鑑み、今後の運用方針として仮にアメリカの手続から示唆を得ようとするのであれば、いわゆる第一審集中主義をさらに徹底することは可能であるか否かの検討を要すると思われる。この制度比較における、一見微妙だがその実複雑な齟齬は、改正時に控訴裁判所が事実審を担う余地を残したことに起因するものと考えられる。アメリカにおける「申立て」という手段が日本には存在しなかったからであろうと推察されるが、突き詰めれば、「上訴を以て争う」という手段に対する考え方が、両者は決定的に異なるのである。

---

<sup>111</sup> 例えば、第一審の判断を尊重する傾向にあることから、このことは推察されるのである。